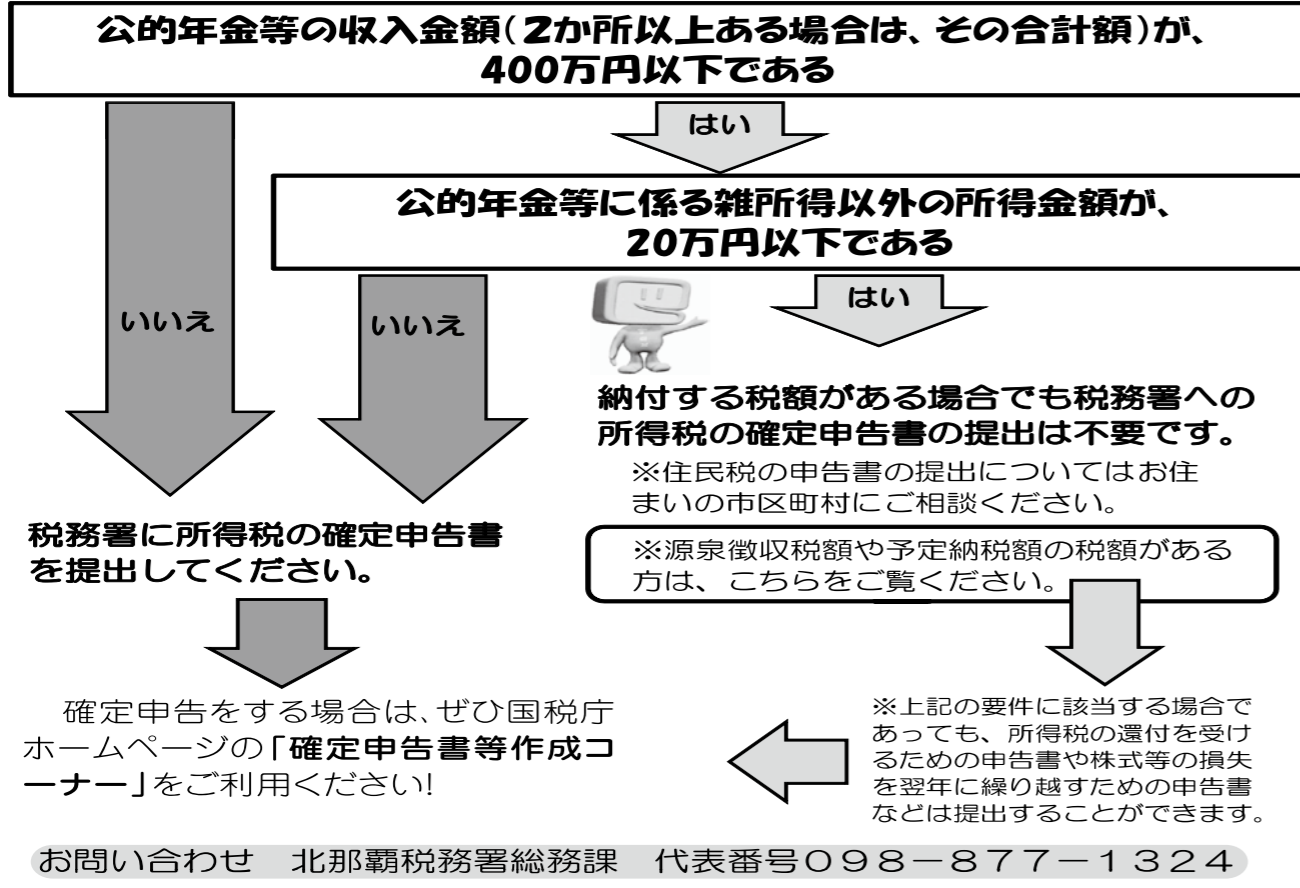


公的年金等を受給されている方の申告方法が変わりました!

所得税法が改正され、平成23年分以後の所得税について、その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出が不要(注)となりました。

- 注1 所得税の確定申告書の提出が不要かどうかは、年ごとに判定します。
 注2 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
 注3 所得税の確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。(詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。)

以下のフローチャートにより所得税の確定申告書の提出の要否をチェックしてください。



固定資産税(3期分)は12月27日(火)が納期限です

平成23年度固定資産税3期分の納期限は、12月27日(火)です。納め忘れないよう、よろしくお願ひします。
 今年の4月から、納期限を1日でも過ぎた納付書は金融機関で受け取りません。
 納め忘れない口座振替に切り替えましょう。申請書は、町内各金融機関もしくは総務部税務課窓口にありますので、必要事項を記入の上、口座開設先支店にご提出ください。
 ●町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますのでお早めに納めてください。
 ●滞納が続きますと預金差押等滞納処分をおこなう場合があります。
 ※当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成23年度各税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	8月31日	10月31日	平成24年1月31日
固定資産税		5月2日	8月1日	12月27日	平成24年2月29日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ / 総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

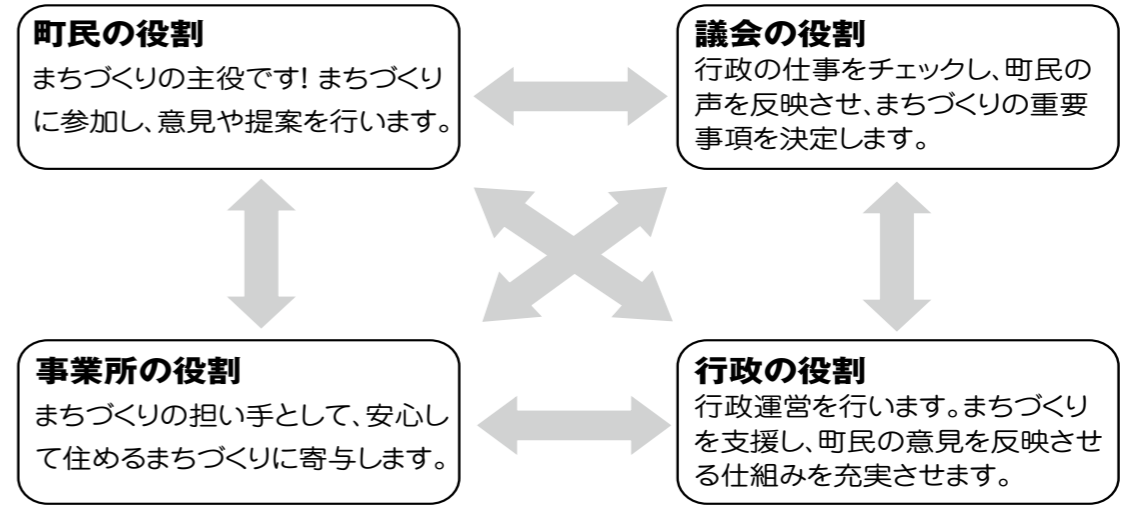
まちづくり基本条例 シリーズ③

『みんなはなにをするの?』

西原町では、「まちづくり基本条例」の策定に向けて取り組んでいる最中です。10月号から6回に分けて「まちづくり基本条例」についてお話しています。

「まちづくり基本条例」は、町民・事業所・議会・行政などまちづくりに関係するすべてのものが、どんな役割を担い、どんな方法でまちづくりを進めるかを定める条例です。それぞれにどんな役割があるのでしょうか? 今回は例を挙げてみます。

例えば・・・



「まちづくり基本条例」に関するお問い合わせ: 総務部企画財政課 TEL.945-4533

『町道小那覇マリンタウン線』全面供用開始!

国道329号小那覇交差点からマリンタウン地域を結ぶため、町道小那覇マリンタウン線が12月2日に全面供用開始します。小那覇マリンタウン線は平成13年に事業開始され、総事業費は21億4千万円、期間11年で完成した、全長960メートルの2車線道路です。また街路樹の選定を、地域の小那覇自治会らと協議したうえで決定しており、地域ゆかりの梅の木などが植栽されています。
 開通に伴い、県道浦添西原線(38号線)からマリンタウン地域へのアクセスがスムーズになり、周辺の交通渋滞の緩和などの効果が期待されます。
 また小那覇マリンタウン線の開通に伴い、暫定道路であるマリンタウン工事用道路(ふく薬品脇からマリンタウン地域へ通る道路)は廃止されます。ご注意ください。よろしくお願いいたします。

